



新しい民生委員児童委員です

任期 平成22年12月1日～平成25年11月30日

民生委員児童委員は、地域の誰もが幸せで安心した生活をおくれるように応援します。困りごとや心配ごとなどがありましたらご相談ください。また、子どものことを専門に担当し、活動する「主任児童委員」もいます。(個人の秘密は守ります)

中央地区協議会

★=主任児童委員

氏名	住所	担当区域	備考
松本新一	弁天町2丁目	弁天町 1. 2. 3丁目	
熊谷和幸	幸町1丁目	幸・本・港町 幸町1丁目、本町1丁目一部(西側)	
前川裕子	本町1丁目	各1丁目 本町1丁目一部(東側)、港町1丁目	
吉川俊宏	幸町2丁目	幸・本・港各2・3丁目	
吉田薫	本町4丁目	幸・本・港各4丁目	
太田寿	本町5丁目	幸・本・港各5丁目	新任
斉藤整一	幸町6丁目	幸・本・港町 幸町6丁目、本町6丁目一部(西側)	
伊藤俊英	港町6丁目	各6丁目 本町6丁目一部(東側)、港町6丁目	
下村義宏	幸町7丁目	幸・本・港町 幸町7丁目一部(北側)	
佐藤睦子	幸町8丁目	各7・8丁目 幸町7丁目一部(南側)、幸町8丁目	
深川廣子	港町7丁目	本・港町7・8丁目	
西川幸子	花園町1丁目	花園町 1・2丁目	
遊佐慎太郎	花園町3丁目	3・4丁目	
籠尾和子	花園町5丁目	5丁目	新任
坂豊實	花園町6丁目	6・7・8丁目	
藤田里美	南が丘町1丁目	南が丘町 1丁目一部(東側)、2丁目一部(東側)、新港町1丁目	
大森勝江	南が丘町2丁目	1丁目一部(西側)、2丁目一部(道道より西側)	
工藤律子	南が丘町2丁目	2丁目一部(中央地域)	
小松貴代子	南が丘町3丁目	3丁目一部(北側)	
水谷憲一	南が丘町3丁目	南が丘町 3丁目一部(南側)	新任
森本美智子	南が丘町4丁目	4丁目、6丁目一部(西側)	
橘郁子	南が丘町5丁目	5丁目、6丁目一部(東側)、新港町2丁目	
今淳香	南が丘町7丁目	7丁目一部(南側)	
山本美江子	南が丘町7丁目	7丁目一部(北側)、8丁目	
★村上史昭	本町4丁目	中央地区協議会全区域	新任
★高嶋智子	花園町6丁目		

西地区協議会

★=主任児童委員

氏名	住所	担当区域	備考
鎌田実千代	北浜町3丁目	北浜町 1丁目一部(北側)、3丁目	
平間征太郎	北浜町2丁目	1丁目一部(南側)、2丁目	新任
鍋島稔	真砂町3丁目	真砂町 1・2・3・4・5丁目	
竹内美貴子	落石町1丁目	落石町 1丁目一部(市道落石第4号線北側)	
進藤哲典	落石町1丁目	1丁目一部(市道落石第4号線南側)	
渡辺要子	落石町1丁目	1丁目一部(公住)	
成田樹	落石町2丁目	2丁目一部(北側)	新任
河端成子	落石町2丁目	2丁目一部(南側)	
小島優子	落石町3丁目	3丁目一部(北側)	
中原光子	落石町3丁目	3丁目一部(東側)	
中田守	落石町3丁目	3丁目一部(西側)	
松井榮子	落石町4丁目	4丁目	
佐藤恵美子	落石町5丁目	5・6・7丁目	
奥谷由美子	潮見町1丁目	潮見町 1丁目	
菅原満智子	潮見町2丁目	2丁目	
吉田弘子	潮見町3丁目	3丁目	
小松巖	潮見町4丁目	4丁目	
中川啓子	潮見町5丁目	5丁目	
上口昇	渚滑町2丁目	渚滑町 1・2丁目、元新4・5丁目	
鈴木信之	渚滑町元新1丁目	元新1・2・3丁目	
村上春江	渚滑町5丁目	5丁目、6丁目一部(東側)、7丁目一部(東側)	
渡邊純子	渚滑町7丁目	6丁目一部(西側)、7丁目一部(西側)、8・9丁目、元新	
北條慶子	渚滑町4丁目	3・4丁目	
佐藤節子	渚滑町元西	川向、元西、宇津々	新任
★出倉嗣康	渚滑町4丁目		
★久保田栄子	北浜町2丁目	西地区協議会全区域	

東地区協議会

★=主任児童委員

氏名	住所	担当区域	備考
山 川 宏 治	緑町 2 丁目	緑町	1・2丁目
北 川 京 子	緑町 3 丁目		3丁目
手 嶋 勲	緑町 4 丁目		4丁目一部(北側)
安 藤 迪 子	緑町 4 丁目		4丁目一部(南側)
添 田 勝 典	緑町 5 丁目		5丁目
山 本 武 志	大山町 2 丁目	大山町	1丁目一部(東側)、2丁目一部(中央地域東側)
吉 村 貴 公 雄	大山町 1 丁目		1丁目一部(中央地域)
井 上 詔 子	大山町 1 丁目		1丁目一部(西側)、4丁目一部(バイパス山側)
小 幡 宏	大山町 1 丁目		1丁目一部(公営住宅)
根 本 正 子	大山町 2 丁目		2丁目一部(市道温根内線山側)、4丁目一部(バイパス海側)
尾 張 幸 男	大山町 2 丁目		2丁目一部(市道温根内線海側)
尾 崎 吉 康	新 生		大山町、新生
佐々木 芳 雄	元 紋 別	元紋別	新任
高 橋 洋 男	藻 別	藻別、上藻別	
岩 岡 登 喜 子	小 向	小向	小向一部(南側)、弘道、(市街、湖畔、共和)
渡 辺 修	小 向		小向一部(北側)、八十土、(一本松)
三 室 春 子	沼 の 上	沼の上	沼の上一部(東側)、(市街、開発、水谷)
平 山 一 彦	沼 の 上		沼の上一部(西側)、志文、(共進、秋平)
豊 村 実	中 渚 滑	上渚滑町	下渚滑、中渚滑(中東、豊盛、中南)
橋 本 悦 子	上渚滑町 2 丁目		(南町内会)
菊 地 絹 子	上渚滑町 3 丁目		(西町内会)
上 野 昇 龍	上渚滑町 5 丁目		(東町内会)、更生、上東
内 竹 孝 子	上渚滑町 4 丁目		(北町内会)、和訓辺、奥東
池 野 利 満	上渚滑町下立牛		下・中・上立牛、上古丹
★石 井 賢 三	緑 町 5 丁目		東地区協議会全区域
★松 村 優 子	大山町 4 丁目		

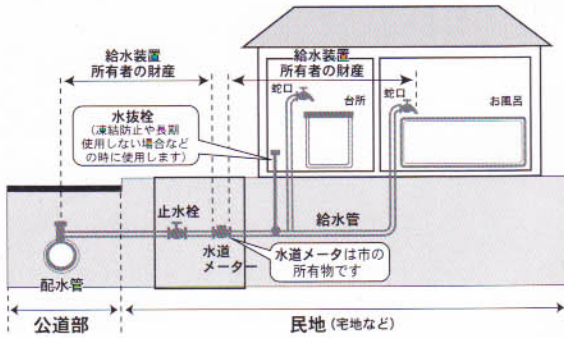
問社会福祉課庶務係 ☎(24)2111 内線 223 番
民生委員児童委員連絡協議会事務局 (総合福祉センター内) ☎(23)5325 番

水道部から

給水装置の修理費用負担について

給水装置の漏水している箇所によって、市の費用または所有者の費用で修理するものがあります。

主に水道配水管(市所有の管)の分岐から水道メーターまでの間で、公道部(道路・歩道など)の範囲で漏水があった場合や、止水栓からの漏水は市の費用で修理を行います。しかし、これ以外の給水装置からの漏水や修理などについては、所有者であるお客様の費用で修理することとなります。



このように給水装置は、お客様の財産であることから水が漏れていないか・器具に故障がないかなど、適切な管理はお客様の責任で行って頂くこととなっています。

給水装置の工事(修理など)について

給水装置を新しく設置・改造・撤去などの工事をするときは、法律で定められた「市指定の給水装置工事業者」が行わなければならないので、この事業者へ相談及び工事依頼をしてください。

年末・年始の水道管の凍結・修理について

12月31日から1月5日までの水道管の凍結・修理などの対応は当番制で行います。1月6日以降の対応については、市指定の給水装置工事事業者へ依頼をしてください。

12月31日 (金)	(株)アサダ工業 ☎(24)4707
1月1日 (土)	(株)丸晃阿部建設 ☎(24)8360
1月2日 (日)	(株)山谷建設 ☎(24)7466
1月3日 (月)	(株)菅原設備工業 ☎(23)1050
1月4日 (火)	(株)大和 ☎(24)2161
1月5日 (水)	(株)小熊工業 ☎(23)2447

問水道部事業課水道工務係
☎内線 291・406 番